

(重要事項説明書別添)

令和6年4月1日より

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) **さわやかナーシング川辺  
利 用 料 金 表**

(1)介護保険給付の対象となるサービス

①基本利用料(記載は1割の負担額)

介護サービス費

	多床室	
	単位数	利用者負担額
要介護1	603単位	603円
要介護2	672単位	672円
要介護3	745単位	745円
要介護4	815単位	815円
要介護5	884単位	884円

介護予防サービス費

	多床室	
	単位数	利用者負担額
要支援1	451単位	451円
要支援2	561単位	561円

短期入所生活介護の長期利用の適正化

※短期入所生活介護の長期利用について、介護福祉施設サービスと同単位数となります。

介護サービス費

	31日以降	
	1日あたり	
	単位数	利用者負担額
要介護1	573単位	573円
要介護2	642単位	642円
要介護3	715単位	715円
要介護4	785単位	785円
要介護5	854単位	854円

介護予防サービス費

	31日以降	
	1日あたり	
	単位数	利用者負担額
要支援1	442単位	442円
要支援2	548単位	548円

(介護予防)短期入所生活介護費の減算

減算内容	減算額
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合。	3%に相当する額
利用者の数及び本体施設の利用者の数の合計数が利用定員を超える場合。	30%に相当する額
介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合。	30%に相当する額
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合。	3%に相当する額
身体拘束廃止未実施減算(厚生労働大臣の定める施設基準を満たさない場合)。	1%に相当する額
虐待の発生又はその再発を防止するための処置。(厚生労働大臣の定める施設基準)が講じられていない場合。	1%に相当する額
感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる業務継続計画が未策定の場合。	1%に相当する額

②その他の加算される料金(記載は1割の負担額)

加算項目	加算内容	利用者負担額
機能訓練指導体制加算	機能訓練指導員を配置している場合。	12円/日

生活機能向上連携加算 I	外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言を受け、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成している場合。3ヶ月に1回に限る。	100円/月(個別機能訓練加算を算定している場合は算定不可)
生活機能向上連携加算 II	外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問し、機能訓練指導員等と共同して利用者ごとに機能訓練計画を作成し、機能訓練を行っている場合。	200円/月(個別機能訓練加算を算定している場合は100/月)
個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、計画的にADL、IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している場合。	56円/日
看護体制加算 I ※1	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	4円/日
看護体制加算 II ※2	配置基準を1名以上上回って看護職員を配置しており、24時間の連絡体制を確保している場合。	8円/日
看護体制加算 III ※3	※1の用件を満たし、前年度又は3ヶ月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上である場合。	12円/日(定員29名以下) 6円/日(定員30名以上50名以上)
看護体制加算 IV ※4	※2の用件を満たし、前年度又は3ヶ月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上である場合。	23円/日(定員29名以下) 13円/日(定員30名以上50名以上)
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合。	64円/月
医療連携強化加算	利用者の急変の予測や早期発見のため、看護職員により定期的な巡回を行う事や主治医と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ協力病院を定め、緊急やむを得ない場合の対応にかかる取り決めを行っていること、かつ急変時の医療提供の方針について、利用者から合意をうけている場合。	58円/日
夜勤職員配置加算 I	従来型施設において配置基準を1名以上上回って夜勤を行う職員を配置している場合。	13円/日
夜勤職員配置加算 II	ユニット型施設において配置基準を1名以上上回って夜勤を行う職員を配置している場合。	18円/日
夜勤職員配置加算 III	従来型施設において夜勤職員配置加算 I の用件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。	15円/日
夜勤職員配置加算 IV	ユニット型個室において夜勤職員配置加算 II の用件に加えて、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。	20円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症のため、緊急にサービスを利用する必要があると判断した利用者に対してサービスを提供した場合。7日間に限る。	200円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対し個別に担当を決めてサービス提供した場合。	120円/日
送迎加算	身体状況等一定の基準に該当するもので要介護・要支援状態の者が自身で来所が困難な方が送迎サービスを利用した場合。	184円/回
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急的に行った場合。7日間に限る。	90円/日
口腔連携強化加算	職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報を提供した場合。	50円/回
長期利用者に対する短期入所生活介護	30日を超えて指定短期入所生活介護を行った場合。	30円/日 減算
療養食加算	医師の指示箇により糖尿病食や腎臓病食などの特別な食事を提供する場合。1日3回以内に限る。	8円/回
在宅中重度受入加算	事業所内において利用している訪問看護事業所による健康管理を行った場合。	421円/日(※1又は※3を算定し、※2又は※4を算定していない場合) 417円/日(※2又は※4を算定し、※1又は※3を算定していない場合) 413円/日(※1又は※3もしくは※2又は※4をいずれも算定している場合) 425円/日(※1～※4を算定していない場合)
認知症専門ケア加算 I	利用者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している従業者を前記の利用者20名に対して1名以上配置しており、定期的に会議を行っている場合。	3円/日
認知症専門ケア加算 II	認知用専門ケア加算 I の内容に加えて、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、施設において認知症ケアに関する研修を行っている場合。	4円/日
生産性向上推進体制加算 I	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行って、なおかつ、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータを厚生労働省に提出している場合は生産性向上推進体制加算 II を算定。	100円/月
生産性向上推進体制加算 II	生産性向上推進体制加算 II の要件を満たし、業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合は生産性向上推進体制加算 I を算定。 両加算の併算定は不可。	10円/月

サービス提供体制強化加算 I	以下のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合。 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する従業員の割合が80%以上である。 ②利用者に直接サービスを提供する職員のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上である。	22円/日
サービス提供体制強化加算 II	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が60%以上である場合。	18円/日
サービス提供体制強化加算 III	以下のいずれかに該当する場合。 ①介護福祉士の総数のうち、介護福祉士の資格を有する従業員の割合が50%以上である。 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上である。 ③利用者に直接サービスを提供する職員のうち、7年以上勤続してする職員が30以上である。	6円/日

## ②-1

介護職員処遇改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの8.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算 II		①+②の該当するものの6.0%に相当する金額
介護職員処遇改善加算 III		①+②の該当するものの3.3%に相当する金額

## ②-2

介護職員等特定処遇改善 I	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの2.7%に相当する金額
介護職員等特定処遇改善 II		①+②の該当するものの2.3%に相当する金額

## ②-3

介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの1.6%に相当する金額
------------------	--	------------------------

※『介護保険給付の対象となるサービス』には、1割の負担額が記載されています。

※負担割合は、『介護保険負担割合証』もしくは『介護保険被保険者証』に記載の通りです。

## ※②-1、②-2、②-3

令和6年6月1日より、施設が活用しやすくするために一本化となり、加算率が上がります。

介護職員処遇改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの14.0%に相当する金額
介護職員処遇改善加算 II	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの13.6%に相当する金額
介護職員処遇改善加算 III	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの11.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算 IV	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	①+②の該当するものの9.0%に相当する金額

(2)介護保険給付の対象とならないサービス

※市区町村より介護保険負担限度額認定証が交付されている利用者は、  
③及び④の負担が第1段階から第3段階の額になります。

③食費

負担段階	適応用件	1日あたり
標準費用額	※内訳：朝食345円、昼食600円、夕食500円	1,445円
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。） が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	300円
第2段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。） が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下 600円
第3段階①	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。） が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下 1,000円
第3段階②	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。） が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	左記の要件のほかに預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下 1,300円

④居住費

負担段階	1日あたり
	多床室
標準費用額	855円
第1段階	0円
第2段階	370円
第3段階①	370円
第3段階②	370円

※④居住費

令和6年8月1日から居住費の基準費用額が引き上げとなります。

負担段階	1日あたり
	多床室
標準費用額	915円
第1段階	0円
第2段階	430円
第3段階①	430円
第3段階②	430円

(3)その他の費用

項目	内容	利用者負担額
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合	実費（業者の定める金額）
喫茶	施設内喫茶を利用された場合	100円

電気使用料	事業所内で施設備え付け機器以外の電化製品を使用された場合	1台につき500円/月
その他の日常生活品等	利用者の希望により日常生活に使用する品物を購入された場合	実費
クラブ活動の材料費	施設内で行うクラブ活動に参加された場合	実費
娯楽・行事費用	利用者の希望により娯楽や行事に参加された場合	実費